



TNY India Newsletter

2024/5/22
No.10

CONTENTS

- 1 はじめに
- 2 株式の電子化について
- 3 2024年4月の主な法律・規則、ガイドライン等の改正・制定情報
- 4 編集後記

はじめに

本ニュースレターでは、法律・規則等の改正・制定情報や日系企業様に関するインド法の概要を紹介させていただきます。今月号では、4月の法律・規則等の改正・制定情報と株式電子化の規制の概要と手続についてご紹介いたします。

本ニュースレターの受信者の皆様にとって関心のあるテーマのご要望がございましたら、shumpein@tnygroup.biz までご連絡頂けますと幸いです。

株式電子化について

2023年10月27日に発行された2023年目論見書及び有価証券の電子化に関する会社規則（The Companies (Prospects And Allotments Of Securities) Second Amendment Rules, 2023）（以下、「株式電子化に関する規則」）において小会社を除く非公開会社も有価証券を電子化された形式で保有、発行することが義務付けられました。下記の通り、インド国内で設立されたほぼすべての日系企業が対象となると考えられますので、まだ手続を開始できていない企業様や手続について不明点等がある企業様はご相談いただけますと幸いです。

1. 株式電子化に関する規則について

(1) 対象となる会社について

小会社と政府企業を除く非公開会社は、電子化された形式で株式を含む有価証券を発行しなければならず、また全ての有価証券の電子化を促進しなければなりません（株式電子化に関する規則9B条3項）。小会社（Small company）とは、払込資本金がINR4,000万以下でかつ売上高がINR4億以下の非公開会社をいいます（会社法(The Companies Act, 2013)2条85項、及び会社法の定義に関する規則(The Companies (Specification of Definitions Details) Rules, 2014)2条(t)）。もともと、小会社には、親会社(holding company)や子会社(subsidiary company)は含まれません（会社法2条85項(ii)(A)）。子会社とは、親会社取締役会の構成を支配されているか、又は親会社単独で若しくは親会社が他の子会社と共同で議決権総数の2分の1以上を行使又は支配している会社をいいます（会社法2条87項）。

したがって、インド現地法人が、親会社が議決権総数の2分の1以上を有する子会社であれば株式の電子化義務を負うこととなります。

(2) 対応期限について

2023年3月31日以降に終了する会計年度の末日現在、当該会計年度の監査済み財務諸表において小会社でない非公開会社は、当該会計年度終了後18ヶ月以内に、本規則の規定に従わなければなりません（株式電子化に関する規則9B条3項）。したがって、適用対象となる非公開会社は2024年9月30日までに

株式の電子化に対応しなければなりません。

(3) 罰則について

株式電子化に関する規則においては罰則について規定されていませんが、当該規則は会社法の一部を構成する規則です。そのため、当該規則に違反した場合、会社及び役員又はその他の者は、INR10,000の罰金を科せられ、違反が継続した場合には、1日ごとにINR1,000の追加罰金、会社は最大INR200,000、取締役等は最大INR50,000の罰金が科されるおそれがあります（会社法450条）。株主側（日本本社等）が罰則を負うかどうかまで法律では明確に規定していません。

2. 株式電子化の手続について

株式電子化の手続には、以下の3つのステップがあります。

- ステップ1：ISIN（国際証券識別番号）の取得
- ステップ2：Demat口座の開設
- ステップ3：株券電子化請求

(1) ステップ1：ISINの取得について

非公開会社は、SEBI（インド証券取引委員会）に登録されているRTA（Registrar and Share Transfer Agent）と呼ばれる株式電子化手続を行う代理人を指名し、SEBIの登録機関であるDepository（NSDL又はCDSL）からISIN（国際証券識別番号）を取得する必要があります。ISIN取得のための申請書を作成し、RTAを通じて必要書類と共に申請する必要があります。

取締役会決議、株式の電子化に関する誓約書、MOAやAOAなどの定款、インド法人のPAN・TAN、法人設立証明書、純資産証明書などを提出する必要があります。

(2) ステップ2：Demat口座の開設

DEMAT口座をDP（Depository Participant）に開設する必要があります。DPは、Depositoryに代わり電子化された株式の口座などのサービスを提供します。SEBIが定める要件を満たすとDPとして登録することができます。親会社などの株主は、DPに対して必要書類を提出して口座の開設を申請します。親会社が外国法人であれば、公証・アポスティーユ手続が必要となります。日本語の書類の場合は英訳も必要となります。

KYCフォーム、株主のPAN、納税者番号を証明する書類、過去2会計年度の貸借対照表の写し、最新の株式保有状況を証明する書類、署名権者として行動する者を任命する取締役会決議、常勤取締役1名（常勤でない取締役の場合は2名分）のパスポートなどの個人を特定する書類、定款、設立証明書、銀行口座の詳細、FEMA（外国為替管理法）及びRBI（インド準備銀行）の手続を遵守する旨の宣誓書などを提出する必要があります。

(3) ステップ3：株券電子化請求

DEMAT口座を開設した後、株主はDPへのDRF（Dematerialisation Request Form）及び株券の提出により、紙の株券から電子化（非物質化）された株式への転換を請求します。DPによりDRFフォームと株券が審査され問題なければ、Depositoryにより提供されるソフトウェアによりDRN（Dematerialisation Request Number）が発行されます。DPがDRNをDRFフォームに記載してソフトウェアから非公開会社とRTAに対して電子化のリクエストが送付されます。RTAのリクエストの承認後、ソフトウェアが株主のDemat口座にクレジットします。DPが株主に電子株式への転換を通知して電子化手続が完了します。

(4) タイムライン

必要書類を揃えて各機関に提出した後の審査にかかる期間としては、ISINの取得が21～30営業日、Demat口座の開設が21日～30営業日、株券の電子化が15～20営業日かかると想定されています。

また、上記の3ステップに加えて、株主がPANを未取得の場合はPANを取得する必要があります。PANの取得には、7～10営業日かかると想定されます。しかし、実際にはより多くの日数を要すること

もあるため、余裕を持って手続きを進めることが望ましいと思われま

2024年4月に発出された主な法令やガイドライン等の情報（4月1日～4月30日）

| Issue Date | Title | Issuing Ministry |
|------------|---|--|
| 15-Apr | Key Facts Statement (KFS) for Loans & Advances | Reserve Bank of India |
| 23-Apr | Foreign Exchange Management (Foreign Currency Accounts by a person resident in India) (Amendment) Regulations, 2024 | Reserve Bank of India |
| 23-Apr | Foreign Exchange Management (Mode of Payment and Reporting of Non-Debt Instruments) (Amendment) Regulations, 2024 | Reserve Bank of India |
| 24-Apr | Unauthorised foreign exchange transactions | Reserve Bank of India |
| 26-Apr | Limits for investment in debt and sale of Credit Default Swaps by Foreign Portfolio Investors (FPIs) | Reserve Bank of India |
| 25-Apr | SECURITIES AND EXCHANGE BOARD OF INDIA (ALTERNATIVE INVESTMENT FUNDS) (SECOND AMENDMENT) REGULATIONS, 2024 | Securities and Exchange Board of India |
| 26-Apr | SECURITIES AND EXCHANGE BOARD OF INDIA (RESEARCH ANALYSTS) (AMENDMENT) REGULATIONS, 2024 | Securities and Exchange Board of India |
| 26-Apr | SECURITIES CONTRACTS (REGULATION) (STOCK EXCHANGES AND CLEARING CORPORATIONS) (AMENDMENT) REGULATIONS, 2024 | Securities and Exchange Board of India |
| 26-Apr | SECURITIES AND EXCHANGE BOARD OF INDIA (INVESTMENT ADVISERS) (AMENDMENT) REGULATIONS, 2024 | Securities and Exchange Board of India |

ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

また、事業の進め方や取引方法について、インドの法令に基づいて最善の方法を検討したいというお客様には、法令調査や関係機関へのヒヤリングなどの法律調査も承っております。

- ✓ 株式譲渡手続きをしたい
- ✓ 取締役、株主の変更手続きをしたい
- ✓ 支店から現地法人に変更したい
- ✓ 計画している事業について、外資規制があるか確認したい
- ✓ 雇用契約のリーガルチェックをして欲しい
- ✓ 契約書を作成して欲しい
- ✓ 契約書をレビューして欲しい
- ✓ 労働者のストライキへの対応について相談したい
- ✓ 従業員を解雇したいが、どのように進めればよいか
- ✓ 金銭トラブルを解決したい

✓ 法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc....
といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、
就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

編集後記

グルガオンには、リカーショップが多くありますが、リカーショップの横に屋外のレストランが併設されているところがあります。

右の写真では、写真内の右側がリカーショップで左側がレストランになります。右側のリカーショップでお酒を購入し、左側のレストランにお酒を持ち込みレストランでオーダーしたフードと一緒に楽しむことができます。

このようなスタイルをBYOB (Bring Your Own Bottle) といいます。日本食はありませんが、普通のレストランやBarでお酒を飲むよりは安くなるのでお勧めです。余ったお酒は持って帰ることができます。



本稿は、2024年 5月22日現在の情報に基づきます。

TNY Services (India) Private Limited

Address: Unit No. 101, B 36-37, First Floor, IDC, Mehrauli-Gurgaon Road, Opposite Sector-14, Gurgaon, Haryana-122001, India

Email: info@tnygroup.biz

Phone: +91 74282 85229

URL: <https://india.tny-legal.com>